

# 会 費 規 程

(趣 旨)

第1条 本会定款第10条に基づく会費は、この規程の定めるところによる。

(区 分)

第2条 本会の会費は、一般会費および特別会費とする。

(一般会費)

第3条 一般会費は、すべての会員が納入する会費で1口5,000円とし、会長が理事会の意見を聴いて、次の基準により会員ごとに口数を定めるものとする。

一 定款第5条第1号および第2号の会員

イ 団体会員		2口以上
ロ 会社会員 従業員総数	50人未満	1口以上
	50人以上 300人未満	2口以上
	300人以上 1,000人未満	3口以上
	1,000人以上	4口以上

二 定款第5条第3号の会員

1口以上

(特別会費)

第4条 特別会費は、職業訓練を実施する会員が一般会費のほかに納入する会費で、次の基準により算定する。

一 訓練校割

イ 普通課程を実施する会員	30,000円
ロ 短期課程を実施する会員	5,000円
二 訓練生割 (普通課程のみ) 訓練生1人につき	200円

(会費の納入)

第5条 会費は、毎年7月末日までに当該年度分を納入するものとする。ただし、8月1日以降に会員になった場合は、加入の承認を受けた後、速やかに納入するものとする。

附 則

この規程は、昭和54年4月2日から施行する。

附 則

この規定は、平成19年4月1日から施行する。